

添付資料 3

顧客資産の分別管理のチェック項目、チェックポイント

○ 全般的事項

チェック項目	チェックのポイント
1. 分別管理の社内規程・規則及び手続きが明確化されているか。	① 社内規程等が実態に即して整備されているか。 ② 金銭、有価証券及び信託の差替えにおいて、それぞれ担当部署において事務マニュアルなどが整備され、そのとおり機能しているか。
2. 社内監査・検査が明確に規定されており、定期的に実施されているか。	社内監査・検査マニュアルを入手し、実際に行われた社内監査・検査の対象、期間を質問する。
3. 分別管理の状況の内部管理統括責任者への報告体制は整備されているか。	分別管理の状況の内部管理統括責任者への報告体制につき、社内規程等において明確にされているかを質問し、また、社内監査・検査報告記録を確認する。
4. 顧客分別金の信託不足・不適切な解約、有価証券の管理相違等があった場合、適切な措置が講じられる体制ができているか。	分別管理担当責任者に、分別管理に関する法令違反が発見された場合の対応方針について質問する。また、同責任者に直近1年間における分別管理に関する法令違反の有無を質問し、有りの場合には、その後の措置を質問する。
5. 顧客資産の分別管理に関する法令・諸規則の変更があったときは、担当部署にその内容が伝達周知されているか。	分別管理担当責任者に、関連法令・諸規則に変更があった場合に社内へ周知徹底させる方法について質問する。また、金融庁の検査結果・日本証券業協会の監査結果等に基づく対応について、関係者へいかに周知徹底が図られているかについて質問する。

チェック項目	チェックのポイント
6. 顧客資産の分別管理に関するコンピュータプログラム及びシステムに関し、必要に応じて適切な対応が図られているか。	分別管理担当責任者に、分別管理に関するコンピュータプログラム及びシステムに関し、過去における改変の事実の有無及び顧客資産の分別管理に関する法令・諸規則の変更があるときのシステム対応状況について質問する。また、分別管理担当責任者に、分別管理に関して利用されているコンピュータシステムに関する信頼性をどのように確認しているかについて質問する。
7. 分別管理に関する顧客データの保全について適切な社内対応が図られているか。	分別管理担当責任者に、分別管理に関する顧客データへの不正アクセスを防ぐ体制、パスワード管理等について質問する。また、システムエラーがあったときのバックアップ体制について質問する。
8. 金融庁の検査・日本証券業協会の監査等において指摘された事項について、適切な措置が講じられているか。	分別管理担当責任者に、金融庁の検査・日本証券業協会の監査等において指摘された事項及び当該指摘事項に対する対応状況について質問する。

I 金銭の分別管理

チェック項目	チェックのポイント
A 顧客分別金必要額（以下、この資料において「必要額」という。）は正確に計算されているか。	必要額は、顧客勘定の貸方残高【注】、信用取引・発行日取引受入保証金等、先物取引受入証拠金、募集等受入金及び転用有価証券の時価相当額の合計額から控除可能金額の合計額を差し引いて算定しているか。 注：例えば、日計表を基礎に計算している場合、貸方「顧客からの預り金」残高から借方「顧客への立替金」を控除して計算するなど、所謂、顧客の未済分を他の顧客の預り金残高から控除して必要額を計算しているようなことはないか注意する。 記録の網羅性：必要額に含めるべき勘定科目は、すべて計算対象となっているか。 勘定科目が新たに設定される際、必要額の計算対象に含めるべきかどうかの検討がなされているか。 記録の正当性：当日入金処理すべき金額は含まれているか。 会計処理ミス等による異常値は、適切に補正されているか。 記録の保全：必要額の計算過程が保存されているか。
B 顧客分別金信託で金銭を信託している場合、適切に経理処理されているか。	① 「預託金」勘定の中科目である「顧客分別金信託」勘定で経理処理されているか。 ② 顧客分別金信託の設定・解約時に経理処理されているか。
1. 顧客勘定元帳の貸方残高について、正確に計算されているか。 イ 顧客からの預り金 証券買付前受金（累投預り金）、証券売却代金一時預り金など	① 必要額の計算は1円単位で行われているか。 ② 必要額を算定するための基礎シートは、毎日作成され、かつ、毎日チェックされているか。 ③ 顧客からの預り金で出金処理した後、未受渡しのまま部店に滞留しているもの、顧客への売却代金

チェック項目	チェックのポイント
ロ 募集等受入金 有価証券の売出し、募集・売出し・ 私募の取扱い等に係る受入金（累投預 り金）など ハ 受入保証金 信用取引、発行日取引の受入保証金 等及び先物・オプション取引の受入証 拠金など ニ その他の預り金	の送金が手違い等により返戻された場合の預り金や募集中止により顧客へ返還する前の預り金について、必要額の計算対象とされているか。 ④ 当日入金処理すべき時限が社内規程等で明確に規定され、当該時限以内に入金を確認されたものは、当日の必要額の計算対象とされているか。また、当日において、当該時限以降に入金を確認されたものについては、翌営業日の必要額の計算対象とされているか。 ⑤ 顧客からの売却券面の受入遅延等（ペーパーレス有価証券に係る振替遅延も含む。）が生じた際、その売却代金に係る顧客の預り金は必要額の計算対象とされているか。 ⑥ 預り金が外貨の場合であっても、必要額の計算対象とされ、かつ、当該計算に用いる換算レートが社内規程等で定められているか。 ⑦ 公開買付けにおいて、買付人が決済日前日に預託してきた金銭は、必要額の計算対象とされているか。 ⑧ 顧客に帰属している外国証券の利金・償還金・配当金等が現地で支払われるものについては、同日払出し顧客を除いて、国内において現地での入金を確認できた時点で、必要額の計算対象とされているか。 ⑨ 外国取引のうち、国内における受渡しで金融商品取引業者に滞留している金銭は、必要額の計算対象とされているか。

チェック項目	チェックのポイント
	⑩ 顧客より受入小切手（当店、他店券等）やその他金銭と同一の性質を有するものを受け入れた場合、必要額の計算対象とされているか。 注：引受主幹事が販売委託先金融商品取引業者から受け入れた募集等受入金に相当する受入小切手については、「募集等受入金」に相当するのか、顧客資産に相当するのかが明確にされるまでの間はチェックの対象外とする。 ⑪ 利金・分配金・償還金・信用取引配当金等は、必要額の計算対象とされているか。 ⑫ 不明入金が確認された場合には、これが有価証券関連業に係るものか、顧客に帰属するかを調査し、これらに該当することが判明したときは、速やかに必要額の計算対象とされているか。 ⑬ 顧客、金融商品取引業者及び集金代行業者との契約において、顧客の有価証券買付代金相当額の集金を当該代行業者に委託している場合、当該代行業者に滞留している当該代金相当額について、必要額の計算対象とされているか。
2. 信用取引受入保証金、発行日取引に係る保証金（受入保証金等）について、正確に計算されているか。	① 受入保証金等（追証部分を含む。）現金は、全て必要額の計算対象とされているか。 ② 受入保証金等現金は、金融商品取引所、証券金融会社又は母店金融商品取引業者に差し入れた場合であっても必要額の計算対象とされているか。
3. 先物取引受入証拠金について、正確に計算されているか。	① 先物・オプション取引に係る当初委託証拠金・取次証拠金として差し入れられた現金は、必要額の計算対象（金融商品取引所に直接預託されている場合は対象外）とされているか。

チェック項目	チェックのポイント
	② 金融商品取引所へあらかじめ差し入れた先物取引証拠金とそれを上回る受入証拠金との差額は、必要額の計算対象とされているか。 ③ 先物取引に係る計算上の利益の額（評価益）については、顧客が引き出さない場合には金融商品取引業者に滞留するため、必要額の計算対象とされているか（オプション取引に係る評価益については、顧客分別金の対象外）。 ④ 非居住者との先物取引において、金融商品取引所等から非居住者に帰属する評価益を約定日の翌日に受入れたときは、これを必要額に加算しているか（なお、非居住者が評価損の場合に、金融商品取引業者が立替えて金融商品取引所等に差し入れた額を必要額から控除して計算できないことに留意する。）。
4. 募集等受入金について、正確に計算されているか。	① 募集等受入金は、必要額の計算対象とされているか。 ② 募集等受入金を上回る募集等払込金の控除を行っていないか。
5. 転用有価証券の時価相当額について、正確に計算されているか。	① 信用取引・発行日取引に係る代用有価証券（追証部分を含む。）について、自己の運転資金を借り入れる等のために借入先（銀行、証券金融会社等）への担保として差し入れた場合には、差替計算基準日の残高に係る時価相当額が必要額の計算対象とされているか（信用取引保証金代用有価証券については、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第140条第1項の特例要件を具備している場合に限り、分別管理したものとみなされる。）。 ② 発行日取引に係る代用有価証券が再担保に供された場合（金融商品取引所又は母店金融商品取引業

チェック項目	チェックのポイント
	者に差し入れた場合も含む。)、その時価相当額が必要額の計算対象とされているか。 ③ 先物・オプション取引に係る受入証拠金代用有価証券(金融商品取引所へ直接預託したものを除く。)のうち、担保に差し入れた有価証券の時価相当額が必要額の計算対象とされているか。
6. 金融商品取引業等に関する内閣府令第140 条の2 に規定する対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等（以下、この資料において「対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等」という。）に係る必要額は正確に計算されているか。	① 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る金銭と、当該金銭を除く金融商品取引法第 43 条の2 第 2 項第 1 号及び第 2 号に係る金銭とを分けて必要額を算定しているか。例えば、 ・ 信用取引に係る受入保証金や上場先物取引に係る受入証拠金について、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る必要額としていないか。 ・ 信用取引や上場先物取引に係る評価損益について、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る必要額から加減していないか。 ② 適格機関投資家等を相手方とする有価証券関連店頭デリバティブ取引等に関し、日々、当該相手方に返還すべき額を分別対象から控除して必要額を算定する場合、当該相手方に返還すべき額と控除額は一致しているか。 ③ 適格機関投資家等を相手方とする有価証券関連店頭デリバティブ取引等に関し、日々、顧客に返還すべき額を分別対象に含めて必要額を算定する場合、法令上分別すべきものと分別しないでよいものとが、分別金の算定に当たっても、帳簿上も明確にされているか。 ④ 顧客に外国市場デリバティブ取引のサービスを提供している場合、外国の取引所又は清算機関にあらかじめ差し入れた証拠金とそれを上回る受入証拠金の差額は、必要額の対象とされているか。

チェック項目	チェックのポイント
	⑤ 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金には、当該対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を含んでいるか。 ⑥ 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生じる評価損又は評価益の額の算定は適切に行われているか。例えば、 ・ 金融商品会計基準に定める時価若しくは顧客に提供している時価等の合理的な時価を採用しているか。 ・ また、採用した方針を正当な理由なく変更していないか。 ⑦ 金融商品取引業者が、毎日、必要額の算定を顧客毎の顧客分別金の合計額として、分別管理の法令に準拠して行う手続が整備され、適切に運用されているか。例えば、 ・ 金融商品取引業者が採用する時価算定式の妥当性を確保する手段が講じられ、当該算定式に準拠して、適切に算定されているか。 ・ 顧客分別金算定の基となるパラメータ（変数）情報の入手方法や入手先の妥当性を確保する手段が講じられ、適切に算定されているか。 ・ 独立した部署が、算定結果の妥当性を検証し、モニターしているか。 ⑧ 顧客との店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）について、原資産の別（有価証券、金利、通貨等）にかかわらず、商品横断的に店頭デリバティブ取引から生じる与信を担保する目的で、顧客から金銭の預託を受けている場合、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託必要額及び信託財産の評価額が、帳簿上明確にされているか。

チェック項目	チェックのポイント
7. 控除可能金額について、正確に計算されているか。 イ 立替金（買付代金等の立替金のうち、その買付けに係る有価証券について金融商品取引法第 43 条の 2 の分別管理がなされているものに限る。） ロ 信用取引費用・評価損 ハ 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る評価損等	① 受入保証金等（現金）から差入保証金（現金）が控除されていないか。 ② 信用取引委託保証金現金と再担保に供する代用有価証券の時価相当額から評価損等の控除を行っている場合、その根拠が明確になっているか。 ③ 信用取引の評価損等を控除する場合、顧客毎の受入保証金現金を超えて控除されていないか。 ④ 信用取引の評価損等を控除する場合、顧客毎の評価益と評価損はネットされているか（グロスの評価損を控除していないか。）。 ⑤ 異なる顧客間で受入保証金等（現金）から信用取引の決済損（実現損）・評価損が控除されていないか。 ⑥ 顧客分別金として計算すべき受入保証金等がない顧客から、当該顧客の信用取引又は発行日取引の決済損・評価損を控除する目的で、必要額（総額）から差し引いて計算されていないか。 ⑦ 評価損の算定は、計算日当日の時価で評価されているか。 ⑧ 異なる顧客間で立替金を顧客からの預り金から差し引いていないか。 ⑨ 買付代金等の立替金のうち、その買付けに係る有価証券について金融商品取引法第 43 条の 2 の分別管理がなされていないにもかかわらず、当該立替金が控除されていないか。

チェック項目	チェックのポイント
	⑩ 差替日後の大口出金が控除されていないか。 ⑪ 先物・オプション取引、発行日取引の証拠金から諸経費が控除されていないか。 ⑫ 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金の計算に当たり、当該対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を超える額が控除されていないか。 ⑬ 金融商品取引業者が顧客と一括清算（「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」第2条第6項に規定する一括清算をいう。）の約定をした基本契約書に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を行っている場合において、顧客に返還すべき額の算定時、当該顧客に一括清算事由が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引について、当該一括清算事由発生時の評価額で顧客の評価損（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係るものを除く）があるとき、当該評価損の額を超える額が控除されていないか。

Ⅱ 顧客分別金信託

チェック項目	チェックのポイント
1. 金融商品取引業者を委託者とし同社の顧客を元本の受益者として顧客分別金信託に係る信託契約が締結されているか。	① 金融商品取引業者が委託者、信託会社又は信託業務を営む金融機関が受託者、有価証券関連業に係る顧客が元本の受益者とされているか。 ② 金融商品取引業者において受益者代理人が定められているか。 ③ 受益者代理人は、求められる役割を十分に果たすため、社内の場合は内部管理統括責任者等から、社外の場合は弁護士等から選任されているか。また、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託の受益者代理人の選任に当たっては、受益者代理人のうち、少なくとも一の者は、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人等であるか。 ④ 金融商品取引業者が信託契約を複数の受託者と契約する場合には、これらの契約に係る受益者代理人が同一人とされているか。 ⑤ 金融商品取引業者が金融商品取引法第 79 条の 54 に規定する通知金融商品取引業者に該当することとなったときは、原則として投資者保護基金が受益者代理人とされているか（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金については、金融商品取引業者が金融商品取引業等に関する内閣府令第 141 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる要件に該当したときは、原則として弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使することとされているか。）。 ⑥ 自社の商号（名称）・代表者・住所・届出印鑑及び受益者代理人の住所・氏名・届出印鑑等に変更のあるときは、信託銀行等に所定の手続きがとられているか。

Ⅱ 顧客分別金信託

チェック項目	チェックのポイント
	⑦ 顧客分別金信託を委託している契約先の信託銀行に変更があった場合、既に契約している契約の解約と新たな信託銀行との契約は、顧客分別金信託に切れ目が生じることがないように行われているか。
2. 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託と通貨関連デリバティブ取引等に係る顧客区分管理信託をまとめて1つの信託契約とする場合の措置等は適切か。	① 顧客分別金信託について、法令の規定に則って顧客毎に必要な金額を計算した上で、当該一の信託契約に基づき合算して信託し、管理しているか。 ② 次の規定を当該一の信託契約の特約として盛り込んでいるか。 イ 元本受益権行使事由（金融商品取引業者等の破産等）が生じた際に、信託財産の交付を受けた受益者代理人が、元本受益権を行使した日における顧客分別金信託の元本換価額に、顧客分別金信託の各元本受益者の個別顧客分別金額を当該日における顧客分別金必要額で除して得られる割合を乗じて得た金額（ただし、この金額が各元本受益者の個別顧客分別金額を超える場合は、各元本受益者の個別顧客分別金額）を顧客分別金信託に係る元本受益者に対して支払う旨 ロ 顧客分別金信託に相当する元本換価額について、受益者代理人が、金融商品取引業者等の作成する帳簿により管理された額をもとに計算する旨 ③ 上記②の特約に関して、信託法や破産法等との関係においても、有効であることを法律専門家に確認しているか。
3. 顧客分別金信託の信託銀行の残高と帳簿残高の照合が適切に行われているか。また、残高に不一致があった場合、適切な対応がとられているか。	① 顧客分別金信託額について、定期的な残高照合が行われているか。例えば、 - 差替計算基準日における必要額と顧客分別金信託額（差替信託の都度、信託銀行から送付される通知（例：「金銭信託お手続きご通知」）の残高）の照合 - 信託銀行から契約書に基づき定期的に交付される照合書類と預託金帳簿残高との照合 - 有価証券の信託、特金で有価証券を保有している場合における評価額の算定 等

チェック項目	チェックのポイント
	② 顧客分別金信託の設定・解約に関する指図が誤っていないか確認しているか。 ③ 不一致が生じている場合には、その原因分析が行われているか。 ④ 管理者は、不一致の発生原因が究明できない場合には、速やかに内部管理統括責任者等とともに、内部監査部門へ報告しているか。
4. 差替計算基準日（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金の場合は、顧客分別金の必要額に満たないこととなった日）における信託財産の元本の評価額が必要額に満たない場合には、差替日に当該不足額が追加されて信託されているか。	① 必要額の差替えについては、週に1日以上、必要額の差替えの基準となる日（差替計算基準日）を設け、差替計算基準日における信託財産の元本の評価額が必要額に満たない場合には、その差替計算基準日の翌日から起算して3営業日以内（差替日）に、その不足額に相当する額の信託財産が追加されているか（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る必要額の追加については、信託財産の元本の評価額が必要額に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して2営業日以内に、その不足額に相当する金銭が信託財産に追加されているか。）。 ② 社内規程において、顧客分別金信託に係る差替計算基準日が休業日と重なっている場合の取扱い（その前営業日に繰り上げるか、翌営業日に繰り延べるか。）が定められているか。 ③ 顧客分別金信託額計算以降に、基準日の必要額が変更となった場合には、再計算されているか。 ④ 顧客分別金の差替計算基準日等のスケジュールに変更がある場合、信託契約及び社内規程が変更されているか。また、変更後、最初の差替計算基準日が従来の差替計算基準日と1週間以上の期間、空いていないか。

チェック項目	チェックのポイント
5. 次の各号により顧客分別金信託（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託を除く。以下、本項において同じ。）に係る信託契約の全部又は一部を解約する場合、同号に定める額の範囲内で行われているか。 イ 信託財産の元本が必要額を超過する場合 差替計算基準日における信託財産の元本の評価額が必要額を超過する場合における当該超過額に相当する額 ロ 募集等受入金を払込む場合 募集等受入金の払込日における当該募集等受入金に係る顧客分別金の額に相当する額 ハ 顧客分別金の管理を他の信託へ変更する場合 変更しようとする信託財産の額	① 顧客分別金信託を解約又は一部解約する場合、以下のいずれかの条件が満たされているか。 イ 差替計算基準日の信託財産の元本の評価額が必要額を超過する場合に、その超過額に相当する金額の範囲内で信託契約の解約又は一部解約を行う。 ロ 募集等受入金の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金の額に相当する額の範囲内で信託契約の解約又は一部解約を行う。 ハ 顧客分別金の管理を他の信託契約に変更するために信託契約の解約又は一部解約を行う。 ② 顧客分別金の信託不足又は不適切な解約はないか。あった場合には、必要適切な措置が講じられたか。

チェック項目	チェックのポイント
	③ 差替日後に募集等受入金の払込みが予定されている場合、必要額から当該大口出金の額を控除して信託必要額を算定し、追加信託、解約を行っていないか。
6. 次の各号により対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金に係る信託契約の全部又は一部を解約する場合、同号に定める額の範囲内で行われているか。 イ 信託財産の元本が必要額を超過する場合 信託財産の元本の評価額が必要額を超過する場合における当該超過額に相当する額 ロ 顧客分別金の管理を他の信託へ変更する場合 変更しようとする信託財産の額	① 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託を解約又は一部解約する場合、以下のいずれかの条件が満たされているか。 イ 信託財産の元本の評価額が必要額を超過する場合に、その超過額の範囲内で信託契約の解約又は一部解約を行う。 ロ 顧客分別金の管理を他の信託契約に変更するために信託契約の解約又は一部解約を行う。 ② 顧客分別金の信託不足又は不適切な解約はないか。あった場合には、必要適切な措置が講じられたか。
7. 顧客分別金信託の運用は、金融庁告示に基づき適切に行われているか。	① 顧客分別金信託は金銭の信託、有価証券の信託又は包括信託のうち、どの形態をとっているか。ただし、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託の場合には、金銭の信託による方法に限る。

チェック項目	チェックのポイント
	② 「金銭の信託」で運用している場合、適切な運用対象となっているか（元本補てん契約をした場合を除く。）。 ③ 「金銭の信託」で運用している場合、信託財産たる有価証券の評価額は、差替計算基準日（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託の場合には、顧客分別金の必要額に満たないこととなった日）における時価となっているか。 ④ 元本補てん契約付きの合同運用指定金銭信託で運用している場合、信託元本の金額がそのまま評価額となっているか。 ⑤ 「有価証券の信託」又は「金銭と有価証券の包括信託」を行っている場合、信託される有価証券は、金融庁告示に規定された有価証券の種類となっているか。 ⑥ 「有価証券の信託」又は「金銭と有価証券の包括信託」を行っている場合、信託された有価証券の評価額は、金融庁告示に規定された掛け目に基づき算定されているか。 ⑦ 「有価証券の信託」又は「金銭と有価証券の包括信託」について、信託された有価証券の運用が行われていないか。 ⑧ 「有価証券の信託」又は「金銭と有価証券の包括信託」について、信託された有価証券の所在が帳簿上、明らかになっているか。

Ⅲ 有価証券の分別管理

チェック項目	チェックのポイント
1. 顧客との取引に関して顧客から預託を受けた有価証券（以下、この資料において「顧客有価証券」という。）を寄託するための適切な契約が締結されているか。	① 金融商品取引業者と顧客との契約（例えば、「株式等振替決済口座管理約款」、「保護預り約款」、「振替口座約款」、「外国証券取引口座約款」、「累積投資約款」及びトークン化有価証券の「預託約款」等）が適宜、締結されているか。 ② それぞれの契約において、管理方法（振替決済（振替口座簿に記載又は記録する保管方法をいう。以下同じ。）、単純保管、混合管理又は共有持分）及び保管場所（口座管理、自社保管又は第三者保管）が規定された契約内容とされているか。 ③ 保管地の国内外を問わず、第三者保管機関において保管する場合には、顧客から再寄託同意を得ているか（ただし、貸金庫契約に基づく証券代行会社へのアウトソーシングなど、再寄託同意を必要としない場合もある。）。 《参考》 保管機関と管理形態 イ 口座管理 振替決済：社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替決済制度において取り扱う株式、国債、投資信託受益権など ロ 自社保管 単 純：証券保管振替機構に再寄託しない国内上場証券（国内の金融商品取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券、投資証券、受益証券及び出資証券）、非上場株式の株券など 混 合：債券など 共 有：大券保管している債券など 分散型台帳：秘密鍵等の管理を自社で行う場合のトークン化有価証券など

チェック項目	チェックのポイント
	ハ 第三者保管 単 純：証券代行会社へアウトソーシングしている非上場株式の株券など 混 合：非上場株式の株券、債券（証券代行会社）及び外国証券（海外保管機関）など 共 有：累積投資商品、ミニ株など 分散型台帳：秘密鍵等の管理を自社以外の者に委託する場合のトークン化有価証券など
2. 法令上、分別管理すべき有価証券を理解し、各社の実状に応じて具体的に整理した上で、適切に分別管理されているか。	① 分別管理しなければならない顧客有価証券 イ 振替口座簿に記載又は記録された有価証券 ロ 売付けのために顧客から一時的に預った有価証券（委任契約による場合） ハ 保護預り証券（単純な寄託契約又は混合寄託契約） ニ トークン化有価証券（トークン化有価証券の預託契約） ホ 信用取引受入保証金代用有価証券（特例に係るもの及び再担保に供しその時価相当額を顧客分別金の対象として分別管理しているものは除く。） ヘ 発行日（決済）取引の代用有価証券（金融商品取引所又は母店金融商品取引業者に差し入れているものも含む。） ト 先物・オプション取引の受入証拠金代用有価証券（金融商品取引所に直接預託しているものは除く。） チ 有価証券の買付代金が未収の顧客について、当該立替金を当該顧客の分別金から控除して計算している場合における当該買付けに係る有価証券 ② 分別管理義務の適用除外とされている有価証券 イ 契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券（以下は例） ・ 本担保証券

チェック項目	チェックのポイント
	・ 消費寄託契約又は消費貸借契約に基づき受け入れた有価証券及びその証拠金として受け入れた代用有価証券 - ロ 信用取引、発行日取引及び先物・オプション取引の代用有価証券で、第三者に質権の目的物として差し入れられており、顧客分別金として計算されている場合
3. 法令に定める方法により、それぞれの管理方法（振替決済、単純寄託、混合寄託又は共有持分等）に応じて適切に分別管理されているか。	① 振替決済の場合、顧客有価証券に係る各顧客の持分が自己の帳簿等により直ちに判別できているか。 ② 単純保管の場合、顧客有価証券については、顧客別にファイリングする又は証券記番号で管理する方法等により、保管有価証券の券面毎に所有する顧客を特定できているか。 ③ 混合保管の場合、顧客有価証券に係る各顧客の持分が自己の帳簿等により直ちに判別できているか。 ④ 顧客と共有して保有する有価証券については、これが特定され、かつ、顧客毎の持分が自己の帳簿等により直ちに判別できているか。 ⑤ トークン化有価証券については、各顧客の持分が自己の帳簿等により直ちに判別でき、顧客有価証券を表示する財産的価値を移転するために必要な情報がコールドウォレット等で管理されているか。また、コールドウォレットと同等の技術的安全管理措置を講じて管理している場合には、その同等性について十分な検証が行われているか。必要最小限度のトークン化有価証券をコールドウォレット等による管理の対象外としている場合には、その基準や手続きが定められているか。
4. 保管施設等について適切な社内対応が図られているか。	① 保管施設及び管理方法が社内規程等において具体的に定められているか。

チェック項目	チェックのポイント
	② 自社保管の場合、保管場所において、顧客有価証券が固有有価証券と区別して保管されるような適切な社内対応が図られているか。 ③ 第三者機関の保管業務が安全かつ確実に行われているかを確認するための社内対応が具体的に図られているか。例えば、 ・ 格付けの確認による信用状況のチェックが行われているか。 ・ 外部監査等により適正に保管業務を行っているか検証されているか確認し、その検証結果又は証明書など、検証内容がある程度、確認できるものが入手されているか。 ・ 保管施設毎に顧客有価証券の区分方法等を確認するなど、社内対応が具体的に図られているか。 ・ 第三者機関について、調査対象と対象外とする機関についての基準を社内規程等で整備し、その規程どおりの社内対応が図られているか。
5. 自社保管の場合、現物実査等が適切に行われているか。	① 所管部署及び職務権限等を社内規程等で明確にした上で、現物実査に必要十分な対応が図れるよう社内規程又は事務マニュアルを整備し実施するなど、現物実査が適切に行われるための措置が講じられているか。 ② 自社の保管態勢を踏まえ社内規程等により定められた頻度（1年に1回以上）で現物実査が行われているか。 ③ 現物実査を行う場合において、現物出納担当者と現物実査担当者は別の者が担当しているか。 ④ 現物実査の結果について、保管責任者は実査漏れの有無について確認しているか。保管責任者によるサンプリング等により、保管の実態を踏まえた適切な現物実査が行われているか。

チェック項目	チェックのポイント
	⑤ 現物実査のローテーション運用がなされているか（同一の担当者が同一の銘柄を担当しない 等）。 ⑥ トークン化有価証券については、ブロックチェーン上の顧客有価証券の残高等記録と帳簿等残高とが定期的に照合されているか。 ⑦ トークン化有価証券については、秘密鍵等の管理方法に係る実査が、秘密鍵等の管理担当者及び会計／帳簿記録担当者から独立した者によって行われているか。
6. 顧客有価証券に移動があった場合の対応が適切か。	① 自社保管している顧客有価証券について、入出庫に係る手続きを社内規程で定めているか。 ② 自社保管している顧客有価証券について、入出庫の際に現物と入出庫指図書等との照合及び保管責任者の検印が行われているか。 ③ 自社保管している顧客有価証券のうち、名義書換等のため発行会社（株主名簿管理人を含む。）へ提供したものについて当該銘柄、数量及び提供先が、当該出庫及び入庫時においてそれぞれ委任顧客毎に帳簿等で確認できるようになっているか。 ④ 第三者機関（海外保管機関を除く。）に預託されている顧客有価証券に移動があった銘柄については、移動後の残高又は移動証券とデータ（移動明細データ等）等の確認がその都度、行われているか。
7. 自社保管分（単純又は混合）において、現物実査の結果、顧客有価証券の残高に不一致が認められた場合、その原因等を	① 営業部店等の内部管理責任者は、分別管理の対象となる有価証券が営業部店等に長期に滞留していないかを検証し、滞留している場合にはその原因分析を行い、適切な処置をとっているか。

チェック項目	チェックのポイント
究明し、適切な処置が図られているか。	② 保管有価証券の残高に不一致が生じた場合、速やかに保管責任者への報告が行われているか。 ③ 保管有価証券の残高に不一致が生じた場合、その原因等を究明しているか。 ④ 不一致の原因等が究明され、顧客有価証券の不足が認められた場合、速やかに不一致を解消しているか。 ⑤ 保管責任者の調査において、不一致の原因等が究明できない場合、速やかに内部管理統括責任者等及び内部監査部門への報告が行われているか。
8. 第三者保管（振替決済、単純又は混合、分散型台帳）の場合、当該機関の預託残高証明と自社の帳簿等の残高との照合が適切に行われているか。 ① 定期照合 ② 照合差異の事由と確認 ③ 照合不一致への対応	① 第三者機関が作成・交付する預け先残高と顧客有価証券の帳簿等残高とが定期的に照合されているか。照合対象とすべき第三者機関の例（出力帳票又は証明書など）として、 イ 証券保管振替機構 ロ 日本銀行 ハ 証券代行会社 ニ 海外の保管機関 ホ その他【注】 注：例えば、トークン化有価証券の管理を委託するプラットフォームの提供者。その場合、ブロックチェーン上の顧客有価証券の残高等記録と帳簿等残高とが定期的に照合されているか。 ② 照合した結果、顧客有価証券の帳簿等残高と預け先残高とに差異があった場合、その事由が合理的なものか確認しているか。照合差異の主な例として、 イ フェイルされた場合

チェック項目	チェックのポイント
	ロ 顧客の依頼により現物を引出してから受け渡すまでの間 ハ 入力ミス ニ その他 ③ 照合差異の事由を確認した結果、顧客有価証券の残高に不一致が認められた場合、速やかに保管責任者への報告が行われているか。 ④ 照合不一致の原因等を究明するとともに、顧客有価証券の不足が認められた場合、速やかに不足を解消しているか。 ⑤ 保管責任者の調査において、不一致の原因等が究明できない場合、速やかに内部管理統括責任者等及び内部監査部門へ報告が行われているか。
9. 顧客有価証券の自社保管・管理に関し防犯及び防災体制が整備されているか。	① 退室管理・重要鍵管理等、適切かつ十分な管理が行われているか。 ② 盗難を防止するため、防犯組織を整備し防犯責任者を明確にしているか。 ③ 防災責任者を配置する等十分な防災対策がとられているか。 ④ 保管有価証券の輸送を第三者へ委託している場合には、輸送に係る委託契約において保管有価証券の保全のための措置がとられているか。

Ⅲ 有価証券の分別管理

以 上